

決 定 書

第 1 請求人

住所 岸和田市 略

氏名 略

住所 岸和田市 略

氏名 略

住所 岸和田市 略

氏名 略

第 2 請求の要旨

(ほぼ原文のまま記載。ただし、資料 1 及び資料 2 の事実証明書類については省略)

岸和田市長、魅力創造部長に関する措置要求の要旨

1 請求の要旨

◎ 岸和田市長および魅力創造部長は、令和 6 年度一般会計予算事業別区分 036800 企業経営支援事業(産業政策課)負担金 21,860 千円(の内、20,860 千円)を議案第 43 号の一部として 4 月 25 日の臨時市議会に上程した。

◎ 資料 1 は、令和 6 年度岸和田市一般会計予算における主要事業の岸和田ビジネスサポートセンター(Kishi-biz)運営支援(予算額 20,860 千円)の事業概要である。また、資料 2 は、ビジネスサポートセンター運営の費目などを記したものである。

運営母体である岸和田ビジネスサポート協議会の会長が魅力創造部長であり、実質的な運営及び会計を産業政策課が行っている事は、公金の運用面から不適正・不当でありその説明を次に述べます。

岸和田市の「Kishi-biz キシビズ」は、12 年前に静岡県富士市が中小企業の経営相談や起業支援を目的として開設した「富士市産業支援センター」の略称「富士ビズ」をモデルにして誕生しました。

岸和田市は、この Kishi-biz キシビズの運営母体とするために岸和田ビジネスサポート協議会を組織し、その構成主体メンバーは岸和田市であり、他に日本政策金融公庫泉佐野支店、池田泉州銀行、関西みらい銀行、大阪信用金庫などである。

市の企業経営支援事業(産業政策課)の過去 5 年間に亘る約 2 億円の負担金は、キシビズの運営委託先を公募することなく、この岸和田ビジネスサポー

ト協議会へ無競争で公金を支出してきた。

「富士ビズ」の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇氏は、国の中小企業庁の委託事業における不正受給により事業停止措置を受けたことにより、令和2年5月に富士市から「富士ビズ」を閉鎖させられた。しかしながら、岸和田市は、その後も〇〇〇〇氏とエグゼクティブマネジャー契約を5年間に亘り継続して、週1～2日間の勤務に対して約5千万円を支払ってきた。

「岸和田ビジネスサポート協議会」の役員は、会長と監事の二人だけであり、この「Kishi-Biz キシビズ」の事業運営は、実質的に市の魅力創造部・産業政策課が担当している。すなわち、毎年約40百万円以上の負担金を無競争で協議会に支出して、産業政策課が業務管理及び会計管理を行い、市の公金を使用してきた。

業務監査及び会計監査を第三者に委ねることなく、協議会の会長である岸和田市の魅力創造部長及び産業政策課長が行ってきたことは、誠に不適正・不当である。

岸和田ビジネスサポート協議会(設立:平成31年4月1日)の目的は、「地域経済の活性化と雇用の創出などを図るため、本市の中小企業者の売上増進や販路拡大等を支援する。」と記載されている。協議会の概要を次の表1に示します。

表1. 岸和田ビジネスサポート協議会の概要		予算、決算における市の負担金(千円)			備考
		R4 年度	R5 年度	R6 年度	
組織構成	1. 岸和田市	53,853	49,805	20,860	←予算
		41,826	42,941	未定	←決算
	2. 日本政策金融公庫				
	3 池田泉州銀行				
	4. 関西みらい銀行				
	5. 大阪信用金庫	なし	なし	なし	
役員	会長/岸和田市魅力創造部長、監事/1名				
事務局	市魅力創造部産業政策課				
協議会事務	事務局長、会計事務責任者、事務局員/産業政策課が行っている。				

注:市は、協議会予算の全額を企業経営支援事業の予算から負担金として支出して、決算後に余剰額(=予算-決算)を市へ返還させているようだ。すなわち、市が協議会を丸抱えしている。

◎ この不当な事業運営により多額の公金が、監査委員会の監査もなしに過去5年間に亘り約2億円程度支出されている。更に令和6年度も20,860千円支出されようとしている。

◎ 措置の請求

岸和田市長および魅力創造部長は、監査委員による監査を受けることを求めます。

監査委員には、「違法又は不当な財務会計上の行為」を事前に防止するために必要な措置及び「違法又は不当な財務会計上の怠る事実」を改めるために必要な措置を求めます。

別紙事実証明書

資料 1 岸和田市令和 6 年度主要事業/令和 6 年度当初予算(案)等概要より

資料 2 R6 年第 2 回臨時議会修正議案提出説明資料

第 3 請求の受理

本件請求は令和 6 年 5 月 8 日に提起され、その請求の対象及び措置内容について一部疑義があったが、陳述等を受けることにより明らかになる可能性もあると考え、地方自治法第 242 条に定める要件を具備しているものと認め、これを受理した。

第 4 監査の実施

1 監査の期間

令和 6 年 5 月 8 日から令和 6 年 7 月 3 日まで

2 請求対象機関

岸和田市長及び魅力創造部長

3 監査対象事項

本件請求書の記載事項及び事実証明書の内容から判断して、市の企業経営支援事業に関する予算の執行（岸和田ビジネスサポート協議会に対する負担金の支出）について、次の 3 点から不当であるかを監査対象とした。

(1) 中小企業の経営相談や起業相談を目的として、他市の先進事例をモデルとして岸和田市に設置された K i s h i - B i z の運営について、その委託先を公募することなく、岸和田市ほか関係団体で組織する岸和田ビジネスサポート協議会を運営母体とし、その運営に係る費用を同協議会へ無競争で負担金として公金を支出したこと。

(2) 岸和田ビジネスサポート協議会の役員は会長と監事の 2 人だけで、その会長は魅力創造部長であり、K i s h i - B i z の事業運営は実質的に魅力創造部産業政策課が担当している。つまり、年間 4,000 万円以上の負担金を無競争で協議会へ支出し、産業政策課が業務管理及び会計管理を行い、市の公金を使用してきたこと。

(3) K i s h i - B i z のエグゼクティブマネージャー契約について、その契約相手方が過去に関わっていた他市の同様の B i z 事業において、国の中小企業庁から受けた措置により当該事業に関わる事業所が閉鎖させられたにもかかわらず、同人との契約を継続し、週 1 日・2 日の勤務に対して高額の報酬を支払ってきたこと。

4 関係書類の提出及び関係人調査

地方自治法第199条第8項の規定に基づき、事前に関係部課・魅力創造部産業政策課に関係書類の提出を求め、令和6年5月28日に当該関係部課の職員・魅力創造部長、産業政策課長及び同課事業者支援担当主幹について調査を実施した。

(1) 提出書類

資料1 岸和田ビジネスサポート協議会設立の経緯のわかるもの

資料2 岸和田ビジネスサポート協議会規約

資料3 岸和田ビジネスサポート協議会総会等に関する資料（当該事務の流れを確認するため令和4年度以降のもの）

資料4 負担金の額の根拠となる資料

資料5 協議会の個別の契約の金額がわかるもので市に提出されているもの

資料6 市が令和5年度に協議会に支払った金額がわかるもの

追加資料 富士市産業支援センター（f－b i z）の運営撤退に関する関係事業者からの報告及び同センターの事業停止に関する関係市からの通知

(2) 聴取した内容は、おおむね次のとおりである。

ア 企業経営支援事業、岸和田ビジネスサポートセンター事業・K i s h i－B i z 事業について

産業政策課では、企業経営支援事業という予算名で、主に中小企業の経営支援、事業支援、事業サポートというものを執り行っている。融資のあっせん、利子補給、起業や創業に対する補助金の交付、販路拡大の支援をしている。最近では省エネの取り組みへの支援を、今年度については特にトラック事業者への燃料高騰対策として補助金・給付金の交付、そういった企業経営支援事業を行っている。

そのなかで、企業に対する経営支援全般の支援として実施する相談窓口をさらに充実させ、重点的に取り組むため、はじめたのが岸和田ビジネスサポートセンター事業・K i s h i－B i z 事業である。

企業経営の支援については、岸和田市のほか、商工会議所がその会員を中心に同様の事業をしており、また、地域金融機関、特に日本政策金融公庫にあっては財務支援だけでなく、企業の経営支援あるいは地域の経済対策に取り組まれている。各団体がそれぞれに実施してきた同様の支援を、一定統合しながら、あるいはこれまでできていなかった経営支援をできないかということで、当時検討がなされた。

検討当時、すでにいわゆるB i zモデルということで、静岡県富士市でf－B i zというものが取り組まれていた。そのf－B i zが一定の実績もあがっており、全国的にも有名になっていたことから、本市でもこれに取り組めないかということで、各団体に対し、岸和田市のほうから相談を持ち掛け、商工会議所、日本政策金融公庫、池田泉州銀行、関西みらい銀行及び大阪信用金庫の賛同を得て、当時の関係団体6者でもって、岸和田ビジネスサポート協議会を立ち上げ、この協議会が中心となって、伴走型の支援に取り組むこととなった。

このBizについては、本市のKishii-Bizを始め、いわゆるご当地Bizといわれるものが全国で今現在までに20ヶ所ほど設置されている。それぞれのBizの、それぞれの場所の事情等もあって、運営体制が若干異なっており、本市のような協議会又は法人としての団体を作った上で、そこが運営しているBizが半分程度、商工会議所が運営を受託したり、商工会議所が中心となって運営されているBizがある。また市が設置し、事業者に委託をして運営しているBizも若干ある。

Kishii-Bizの運営について、どのような方式で、つまりは現在の協議会方式又は事業者委託する方法をとるか、もちろん協議・比較検討はなされた結果である。この協議会方式のメリット、良いところは、地域の金融機関や商工会議所と一緒に地域全体で取り組むところである。それまで、それぞれがそれぞれの立場で支援に取り組んできたが連携が取れていない、あるいは、そこでの支援として抜け落ちているものがあるとの共通認識のもと、各団体全員で設置主体となって支援に取り組もうということで協議会方式を採用したと理解をしている。

イ 岸和田ビジネスサポート協議会

関係団体6者をもって組織した任意団体である。関係団体6者で規約を定め、その規約に基づき、総会において事業計画、予算等について合議の上で、決定している。

また、規約に基づき、総会において会長と監事を1名ずつ選出することとなっている。

協議会の経費は、規約に基づき本市が負担金として負担している。協議会から、総会の議決事項及び予算の提示があった上で請求がある。本市の負担として、今年度は2,086万円となっている。

協議会の経費の内訳については、資料5に記載しているとおり、センター長の人件費をはじめ、専門アドバイザーに対する報償費のほか、什器のリース料、岸和田ビジネスサポートセンターの設置にかかる賃料などがある。

ウ 岸和田ビジネスサポートセンターKishii-Bizの運営体制

このBizモデルは、これまで実施してきた支援の手法ではなく、新たな手法としての支援、具体的には、お金をかけずに知恵とアイデアで利用者の必ずどこかにある事業所のセールスポイントを見いだして、そこを徹底的に広報等で知らしめた上で売り出していく、お金をかけずに、売上拡大を目指す取り組みである。よって、人材、サポートする人が全ての要となる。この要の人材をいかに確保していくかということが課題であった。

その人を見つけて、据えて、具体的に相談に伴走型で何度でも無料に対応していくために、関係団体6者で協議会を設置して、協議会の中でそういった人材を雇用・採用しながら運営していくという手法をとっている。

具体的なBizの体制については、基本的には、常勤のセンター長と言われる相談員を1名、それぞれの分野でのアドバイザーとして、エクゼクティブマネージャー、またクリエイティブディレクター及びITのアドバイザーを中心

としたマーケティングなどの専門家、それと事務スタッフである。

センター長の業務内容、勤務実績等については、常勤の相談員として、火曜日から土曜日までの週5日間、午前9時から午後5時半までの勤務で、相談の枠としては1日5枠を設定。給与は交通費等を含め月額100万円の定額となっている。

いわゆるBizモデルとして全国で展開されている事業所において、センター長の給与は、基本100万円ということで、ほぼ統一されていると聞いている。

エグゼクティブマネージャーの業務内容、勤務実績等については、相談員として利用者の相談に対応、実績としては週に2日の勤務を月2回、実質月4日間の勤務、報酬はこの勤務実績・回数見合い分としての支払いで、昨年度は913万6千円であった。

クリエイティブディレクターの業務内容、勤務実績等については、非常勤の相談員として、週1回、基本的には土曜日に利用者の相談に対応。報償費としての支払いは、昨年度264万円であった。

なお、このBiz相談体制について、これまでの成果を踏まえ、再検討することとなり、今年度はその検討期間ということで、最低限の体制をとっている。

具体的には、センター長及びITのアドバイザーを廃止し、これまでのクリエイティブディレクターをメインアドバイザーとして1名、若干の専門アドバイザーを置いて、最小限の体制で、既存の利用者である事業者への相談を継続するための体制となっている。

エグゼクティブマネージャーについても、今年度雇用・採用はしていない。

この体制の再構築、再検討を行うこととした理由・原因としては、これまで4年間の事業成果を踏まえて、今一度振り返るということもあるが、大きな原因として、当該事業にかかる市の予算について、その2分の1を国の交付金を財源として充ててきたが、当該交付金が昨年度末で終了したためである。今年度以降本市の単独経費・財政負担で実施するという事となることから、再構築を今現在検討しているところである。

この再構築の方向性については、今現在、全く決定していない。今後、これまでの協議会のメンバー、金融機関や商工会議所と相談しながら、あるいは新たな賛同者の意見を聴きながら、あらたな事業者支援の体制を今年度中に決定したいと考えているところである。

エ 協議会を構成する岸和田市以外の団体の当該事業における支援の実施

商工会議所は、地域の総合経済団体として、会員向けの事業を実施。融資系相談、融資のあっせん相談、会員の福利厚生、技能研修等の実施のほか、国や府のあらたな制度の周知などにも取り組まれている。商工会議所に相談に来た事業者に対し、商工会議所では応答できないようなこと、あるいは、より詳しく事業の、例えば商品の売り方について相談したいといったときにKishii-Bizに案内し、つなぐというような関連をしている。金融機関においては、融資にあたって、一例として、新たに起業を希望する者が、起業の事業計画をもう少しブラッシュアップしたほうが良いといった場合に、金融機関からの紹

介を受け、K i s h i - B i z で一緒に事業立案をし、改めて金融機関へ融資の相談に行くというような連携に取り組んでいる。

なお、商工会議所は、この協議会から退会されている。理由としては、B i z の設立まで至ったこと、一定の成果も出てきたことで、一定役目を終えたとの認識があったというのがひとつ、もうひとつは、商工会議所特有の課題として、商工会議所は、基本的には、会員向けのサービスをするところであり、一方のK i s h i - B i z はそのサービスの利用者を限定していない点がある。K i s h i - B i z は、市外の事業所も一定程度受け入れてきた。これは経済のなかでは行政境界がない、ボーダレスということで、一定程度は市外の人からの相談も受けていた。そこに対して、商工会議所としては、立場上難しいところもあって、一定目途が立った時点でいったん退くと、その上で、商工会議所はこれからもしっかりと取り組んでいく、また連携はしていくとのことで退会をされている。

オ f - B i z の〇〇〇が、国の中小企業庁の委託事業における不正受給によって事業停止措置を受けたことにより、そのf - B i z が閉鎖させられたことに関し、請求書に記載されていることについては、そういった報告を、当時のf - B i z 事業の受託者・株式会社△△△から、また富士市から受けたところではあり、その範囲で理解をしているところである。

具体的には、「f - B i z で、株式会社△△△が相談業務を実施するにあたり、国の専門家派遣事業を利用していた。その国の事業の利用において、専門家による支援実績はあるものの、支援は現地で行うことが条件であるにもかかわらず、一部の専門家が現地に赴かず、電話やオンラインで対応していたケースがあり、当該支援にかかる謝金及び旅費を専門家が不正に受給したということがあった。そのことで、株式会社△△△が、その支援の実態をしっかりと把握して、理解していなかった、見落としていたとして、それ以後、国の専門家派遣事業の利用の停止処分を受けた。不正受給があったのは株式会社△△△ではなく、国が登録してる専門家が不正受給をし、その専門家が国に返還した。」と聞いている。

このことについては、報道が最初にあり、その直後に株式会社△△△から報告があった。その後、令和2年5月下旬に、富士市から「富士市と株式会社△△△が協議のうえ、f - B i z の事業委託契約解除について合意し、6月末でf - B i z を閉めることを決めた。」という報告が、我々のほうへあった。

富士市からの報告文書では、「国の事業において支援の実態はあるものの、対象業務の確認不備等の管理責任が受託者にある。」という記載等があり、罰則が科されたわけではなく、国のひとつの制度、専門家派遣制度の申請停止の措置を受けたということであった。

よって、K i s h i - B i z において、その関係する者とのエグゼクティブマネージャーにかかる契約について、令和2年度の契約を解除する理由がないと判断し、解除の検討はしていない。令和3年度の契約をするにあたっては、富士市からの報告によれば、株式会社△△△が国から受けた内容は措置であっ

市の職員、担当部長が、自分が責任者として運営する協議会に対し、毎年4,000万から5,000万円の公金を補助金として出してきたこと。自分らがそれを使っていること。すなわち、このようなビジネスコンサルティングの事業は、例えば商工会議所もできるし、またほかでもできるはずだが、それを競争せずに、自分たちが設立した岸和田ビジネスサポート協議会に随意契約で発注してきたと。これが5年間続いていること。これは幾ら何でもおかしい、そこが一番大きな問題点である。

- (4) 措置の請求「違法または不当な財務会計上の怠る事実を改めるために必要な措置を求めます」について

魅力創造部産業政策課の予算として支出する毎年4,000万、5,000万近い補助金を、自らが運営する協議会に支出していること。業務の中身のことでなく、会計上の、その支出の仕方がおかしい。ポイントはそこである。契約をする場合、随意契約ではなくて、競争入札をすることによって公平性が保たれる。最初から岸和田ビジネスサポート協議会ありきで5年間やってきたこと、公金をそういう使い方をしてはいけないということだ。

- (5) 措置の請求「違法又は不当な財務会計上の行為を事前に防止するために必要な措置を求めます」について

法律上、自治法上、これは許されているのかもしれないが、普通、市民から見た場合、こういう形で自分たちが勝手に自分たちのために、つまり部長が会長である協議会に自分の補助金を出すということはおかしいだろうと。これは普通の市民感情だと思う。だから、今後はこの辺をしないような措置をしてくれと、それが求めるものです。

予算の金額、これがエグゼクティブディレクターその他のディレクターに対し、給与・報酬が協議会から正しく支払われてないとか、そういうようなことではない。

競争入札をし、何者か集めて、それでプロポーザルを実施して、一番良いところにコンサルティング業務を出す、これが普通である。

センター長がころころ替わるとか、そういう内部的なことはあるが、それは些細なことであり、最初のもともとの立てつけが、お金の扱い方がおかしいと思っている。それを監査していただきたいということである。

第5 監査の結果

1 主文

本件請求は、これを却下する。

2 理由

地方自治法第242条に定める住民監査請求の制度は、普通地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実により普通地方公共団体の住民として損失を被ることを防止するために、執行機関又は職員の違法、不当な行為等（以下「当該行為等」という。）の予防、是正を図ることを本来の目的としている。

住民監査請求においては、対象とする当該行為等を監査委員が行うべき監査の端

緒を与える程度に特定すれば足りるというのではなく、当該行為等を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要し、また、当該行為等が複数である場合には、当該行為等の性質、目的等に照らしこれらを一体とみてその違法又は不当性を判断するのを相当とする場合を除き、各行為等を他の行為等と区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要するものというべきであり、監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面の各記載、監査請求人が提出したその他の資料等を総合しても、監査請求の対象が右の程度に具体的に摘示されていないと認められるときは、当該監査請求は、請求の特定を欠くものとして不適法であり、監査委員は右請求について監査をする義務を負わないものとされている（最高裁平成2年6月5日判決）ところ、本件請求が、「財務会計上の行為を事前に防止するために必要な措置を求める」とあることから、予防措置として、未執行の公金の支出の中止を求めるものと解される。よって、その対象の財務会計行為については、企業経営支援事業の負担金が令和6年度一般会計予算として計上されていることをもって、地方自治法第242条1項にいう「当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合」に当たるといえ、特定されている。

一方、たとえ違法不当があるとしても、市に損害をもたらさないものは住民監査請求の対象にはならないとされている（最高裁平成6年9月8日判決）。

その点請求人は、①中小企業の経営相談や起業支援を目的として、他市の先進事例（静岡県富士市が開設した「富士市産業支援センター（f-Biz）」）をモデルとして岸和田市に設置されたKish-Bizの運営について、その委託先を公募することなく、岸和田市ほか関係団体で組織する岸和田ビジネスサポート協議会を運営母体とし、その運営にかかる費用を同協議会へ無競争で負担金として公金を支出したこと、②その岸和田ビジネスサポート協議会の役員は会長と監事の二人だけで、その会長は魅力創造部長であり、Kish-Bizの事業運営は、実質的に魅力創造部・産業政策課が担当している。つまり、年間4,000万円以上の負担金を無競争で協議会へ支出し、産業政策課が業務管理及び会計管理を行い、市の公金を使用してきたこと、③Kish-Bizのエクゼクティブマネージャー契約について、その契約相手方が過去に関わっていた他市の同様のBiz事業（f-Biz）において、国の中小企業庁から受けた措置により、当該事業にかかる事業所（f-Biz）が閉鎖させられたにもかかわらず、同人との契約を継続し、週1～2日間の勤務に対して高額報酬を支払ってきたことが、公金の運用面から不適正・不当であると主張する。

以下、本件請求において請求人が主張している点について検討する。

- ① Kish-Bizの運営について、その委託先を公募することなく、岸和田市ほか関係団体で組織する岸和田ビジネスサポート協議会を運営母体とし、その運営にかかる費用を同協議会へ無競争で負担金として公金を支出したことについて

協議会は、市がこれまで単独で行ってきた企業経営支援にかかる事業をより効果的に実施するため、また、商工会議所、金融機関等が各々実施してきた中小企

業に対する支援事業との一元化・協力体制を確立するために設立されたものである。そして、これら支援団体が一体となって同協議会の設立規約に規定する事業を実施するために、岸和田ビジネスサポートセンターK i s h i - B i z が設置されたことがうかがえる。

市が中小企業等の経営支援といった行政目的のために、本件請求にかかる事業をどのように実施するかは、市の政策判断によるものであり、市長の裁量の範囲内のものといえる。

協議会は、規約に基づき、その目的を達成するために規定する事業の実施について、総会において事業計画を、また、その事業計画に基づく予算を審議し、決定している。市は、その協議会で決定された予算に対し、規約に基づき負担金を支出しているのであって、市の中小企業等の経営支援といった行政目的に沿ったものと判断できる。よって、市が協議会に対する負担金として公金を支出することが、請求人が主張する無競争によるものであったとしても、直ちに不合理であるとは言えない。

- ② 岸和田ビジネスサポート協議会の役員は会長と監事の二人だけで、その会長は魅力創造部長であり、K i s h i - B i z の事業運営は、実質的に魅力創造部・産業政策課が担当し、無競争で協議会へ支出された負担金を、産業政策課が業務管理及び会計管理を行い、使用してきたことについて

協議会は任意の団体であるが、岸和田市も構成員として参加し、公益的なものであり、また、その業務は公益性、公共性が高く、当該協議会及びその規約に規定する事業を実施するために設置されたK i s h i - B i z の業務は、市の事務及び事業と密接不可分なものといえる。

そして、東京高裁平成 19 年 3 月 28 日判決によれば、「当該団体の事務がその性質や内容等に照らし地方公共団体の事務と同一視し得るような特段の事情が認められ、かつ、職員に対する地方公共団体の指揮監督が及んでいると認められるような場合であれば、職員を地方公共団体以外の団体に派遣しその事務に従事させることは違法とならないものというべきである。」とされている。

これらを踏まえると、魅力創造部長が協議会の役員として参画し、また、産業政策課がその事務局として業務に従事することは、直ちに不合理であるとは言えない。

また、請求人は、協議会の役員は会長と監事の二人だけで、その会長は常に魅力創造部長であり、そして、自らが運営する協議会に支出していることが、おかしいとも主張する。しかし、規約上、協議会は、その構成する団体で組織されており、その団体から選出された者のうちから、役員として会長と監事の 2 名を互選することとなっている。過去においては、商工会議所から選出された者が会長を務めていたことがある。また、協議会は、総会によって決定した事業計画及びその計画に基づく予算の内容に沿って運営されており、事業実績、決算及び監事監査結果が臨時総会によって報告がなされていることから、適正な運営に資するための内部的な統制が図られていると評価できる。

- ③ K i s h i - B i z のエクゼクティブマネージャー契約について、その契約相

手方が過去に関わっていた他市の同様のBiz事業（f-Biz）において、国の中小企業庁から受けた措置により、当該事業にかかる事業所（f-Biz）が閉鎖させられたにもかかわらず、同人との契約を継続し、週1～2日間の勤務に対して高額報酬を支払ってきたことについて

エクゼクティブマネージャー契約については、協議会が行っているものであり、市が直接契約しているものでない。

これを市の契約に置き換えてみた場合、契約をしようとする相手方が何らかの不正行為等があったとき、その者を不適当な者として、一定の期間、契約を締結しないことを決定する措置いわゆる指名停止の措置を講ずることがあるが、これは契約自由の原則の観点から、市の契約担当者の合理的な裁量的判断により決定されるべきものと解され、当然に措置が講じられるべきものではない。本件について見ると、産業政策課に対し実施した調査によれば、当時のf-Bizの受託者及び関係市からの報告により、当該受託者は不正行為の当事者ではなく、国の事業の利用にあたり、それを管理する者であるにもかかわらず、その責任を十分に果たしていなかったとして停止措置を受けたということを確認し、それが契約の相手方として選定するうえで排除するような理由にはあたらないという判断をしたとのことであり、その原因事由の悪質性や情状から判断されたものと見受けられ、当該判断が不合理であるとは言えない。

また、Kish-Bizにおいては、当該国の事業を利用していないことから、同様の問題が生ずることが考えられない。よって、請求人が主張するエクゼクティブマネージャーにかかる契約が継続して行われているからとしても、不合理とは言えない。

その上、このエクゼクティブマネージャーについては、Kish-Bizの運営体制の再構築にかかる検討が開始されたことにより、今年度から設置されておらず、その契約にかかる予算も計上されていない。

上記のとおり、請求人の主張はいずれも認められず、また、これらによって市の損害の発生、さらにその可能性についても認定できない。

加えて、本件請求において、請求人は、Kish-Bizの、今のような事業のやり方、これを一度清算すべきだとし、過去のおかしなところ、公金の使い方が不適当だと考えており、この辺について特に監査をお願いして、今後の市のこういう公金の扱い方、これについてただしていただきたいと言うにとどまり、本市に損害発生の可能性について具体的に摘示しているとは言えない。

本件請求は、不当な公金の支出にかかる予防的措置を講ずることを求めるものと解するが、そもそも地方自治法第242条の要件を満たさないものと判断せざるを得ないものでもある。

よって、合議により、前掲1「主文」のとおり決定する。

令和6年7月5日

岸和田市監査委員 森 田 敏 裕

同 山 本 貞 徳

同 平 田 徹